

今月の税務トピックス

(国外居住親族に係る扶養控除等の見直し)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

国外居住親族に対して扶養控除等の適用を行う場合、確定申告書等に親族である旨を証明する「親族関係書類」及び生計を一にすることが確認できる「送金関係書類」の提出又は提示が義務付けられています。しかし、国外居住親族の所得要件の判定が国内源泉所得ベースで行うため、国外で多額の所得を得ている者も扶養控除等の適用を受けている実態が生じていました。

令和2年度税制改正では、課税の適性を担保するとの観点から、国外居住親族に係る扶養控除等の内容が見直されました。

本稿では、見直された制度の概要と実務上の留意点について解説します。

I 控除対象扶養親族の定義の見直し

控除対象となる国外居住親族で年齢30歳以上70歳未満の者については、①留学により非居住者となった者、②障害者、③その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者のいずれかの要件を満たす者に限定されました(所法2三十四の二)。

II 適用を受ける場合の提出書類

上記I①又は③に該当する者で扶養控除等の適用を受けようとする居住者は、給与等又は公的年金等の扶養控除等申告書、年末調整又は確定申告の際に、①に該当する者は親族関係書類及び留学ビザ等書類、③に該当する者は38万円送金書類を提出又は提示することとされました(所法120③三、194①七・④～⑥、195①四・④、203の6①六・③、地法34、314の2)。

III 用語の定義

1 親族関係書類

次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものとされます(所令262④一イ、所規47の2⑦)。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国等が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
- ② 外国政府等が発行した戸籍謄本等、出生証明書、婚姻証明書等の書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。)

2 留学ビザ等書類

外国政府等が発行した国外居住親族に係る次の①又は②の書類で、その国外居住親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものとされます(所規47の2⑨)。

- ① 外国における査証(ビザ)に類する書類の写し
- ② 外国における在留カードに相当する書類の写し

3 送金関係書類

次の①又は②のいずれかの書類で、居住者がその年における国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払が必要の都度、行われたことを明らかにするものとされます(所令262④一ロ、所規47の2⑧)。

- ① その年における送金依頼書等
- ② クレジットカード利用明細書等

4 38万円送金書類

上記Ⅲ3に掲げる「送金関係書類」のうち、居住者から国外居住親族である各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類とされます(所規47の2⑩)。

IV 適用関係

上記I及びIIの改正は、令和5年分以後の所得税及び令和6年度以後の個人住民税から適用されます(令和2年改正法附則3、7～9)。

おわりに

令和5年1月1日より、国外居住親族で扶養控除等の対象となる者は、扶養親族で①年齢16歳以上30歳未満の者、②年齢70歳以上の者、③年齢30歳以上70歳未満の者のうち、留学生、障害者及び38万円以上の送金を受けている者となりました。

そこで、年齢30歳以上70歳未満である国外居住親族を扶養控除等の対象とする場合には、「留学ビザ等書類」や「38万円送金書類」の提出又は提示も必要となりましたので留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。